

官報

号外 昭和二十八年六月三十日

○第十六回 衆議院會議録第十五号

昭和二十八年六月三十日(火曜日)
議事日程 第十四号
午後二時開議

- 第一 國際航空運送についてのあ
る規則の統一に関する条約の批
准について承認を求めるの件
- 第二 航空業務に関する日本国と
オランダ王国との間の協定の締
結について承認を求めるの件
- 第三 航空業務に関する日本国と
スウェーデンとの間の協定の締
結について承認を求めるの件
- 第四 航空業務に関する日本国と
ノールウェーとの間の協定の締
結について承認を求めるの件
- 第五 航空業務に関する日本国と
デンマークとの間の協定の締結
について承認を求めるの件
- 第六 航空業務に関する日本国と
タイとの間の協定の締結につ
いて承認を求めるの件
- 第七 鉱業法の一部を改正する法
律案(内閣提出)
- 第八 火薬類取締法の一部を改正
する法律案(内閣提出)
- 第九 木給再保険法案(内閣提出)
- 第十 航空機抵当法案(内閣提出)

- 日程第一 國際航空運送について
のある規則の統一に関する条約の
批准について承認を求めるの件
- 日程第二 航空業務に関する日本
国とオランダ王国との間の協定
の締結について承認を求めるの
件
- 日程第三 航空業務に関する日本
国とスウェーデンとの間の協定
の締結について承認を求めるの件
- 日程第四 航空業務に関する日本
国とノールウェーとの間の協定
の締結について承認を求めるの
件
- 日程第五 航空業務に関する日本
国とデンマークとの間の協定の
締結について承認を求めるの件
- 日程第六 航空業務に関する日
本国とタイとの間の協定の締結
について承認を求めるの件
- 日程第七 鉱業法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)
- 日程第八 火薬類取締法の一部を
改正する法律案(内閣提出)
- 日程第九 木給再保険法案(内閣
提出)
- 日程第十 航空機抵当法案(内閣
提出)

行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案(倉石忠雄君外六名提出)
國際復興開發銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案(内閣提出)

午後三時二十六分開議
○議長(堤廣次郎君) これより會議を開きます。
○議長(堤廣次郎君) 昨二十九日議決いたしました水害地緊急対策特別委員会の委員を指名いたします。委員の氏名は多事をして報告いたさせます。
〔多事朗読〕
水害地緊急対策特別委員
逢澤 寛君 足立 龍郎君
生田 宏 君 上塚 司君
大久保武雄君 田中 龍夫君
網島 正興君 馬場 元治君
林 信雄君 平井 義一君
村上 勇君 山崎 巖君
赤澤 正道君 館林三喜男君
中島 茂喜君 中嶋 太郎君
吉田 安君 青野 武一君
井手 以誠君 滝井 源高君
田中 繪男君 細迫 兼光君
池田 龍治君 受田 新吉君
木下 郁君 辻 文雄君
松前 重義君 加藤常太郎君
松永 東君 中村 英男君

郵便法の一部を改正する法律案(参議院回付) 國際航空運送についてのある規則の統一に関する条約の批准について承認を求めるの件
第二 航空業務に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件
第三 航空業務に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件
第四 航空業務に関する日本国とノールウェーとの間の協定の締結について承認を求めるの件
第五 航空業務に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件

昭和二十八年六月三十日 衆議院會議録第十五号
水害地緊急対策特別委員会の指名 郵便法の一部を改正する法律案(参議院回付) 國際航空運送についてのある規則の統一に関する条約の批准について承認を求めるの件外五件

昭和二十八年六月三十日 衆議院會議録第十五号 航空法の一部を改正する法律案外一件

第六 航空業務に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるとの件

○議長(堤康次郎君) 日程第一、国際航空運送に関する規則の統一に關する条約の批准について承認を求めるとの件、日程第二、航空業務に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるとの件、日程第三、航空業務に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるとの件、日程第四、航空業務に関する日本国とノールウェーとの間の協定の締結について承認を求めるとの件、日程第五、航空業務に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるとの件、日程第六、航空業務に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるとの件、右六件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長上塚君。

国際航空運送に関する規則の統一に關する条約の批准について承認を求めるとの件

○本号の附録に掲載

国際航空運送に関する規則の統一に關する条約

○本号の附録に掲載

国際航空運送に関する規則の統一に關する条約

○本号の附録に掲載

国際航空運送に関する規則の統一に關する条約

○本号の附録に掲載

国際航空運送に関する規則の統一に關する条約

○本号の附録に掲載

航空業務に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるとの件

○本号の附録に掲載

航空業務に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるとの件

○本号の附録に掲載

航空業務に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるとの件

○本号の附録に掲載

航空業務に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるとの件

○本号の附録に掲載

航空業務に関する日本国とノールウェーとの間の協定の締結について承認を求めるとの件

○本号の附録に掲載

航空業務に関する日本国とノールウェーとの間の協定の締結について承認を求めるとの件

○本号の附録に掲載

航空業務に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるとの件

○本号の附録に掲載

航空業務に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるとの件

○本号の附録に掲載

航空業務に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるとの件

○本号の附録に掲載

第八 火災類取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(堤康次郎君) 日程第七、航空法の一部を改正する法律案、日程第八、火災類取締法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。通商産業委員長大西君。

航空法の一部を改正する法律案

は温泉資源の保護に支障を生じしを加える。
第五十三条の次に次の一条を加える。
第五十三條の二 国は、前条の規定による鉱山の減少の処分又は鉱業権の取消によつて生じた損失を当該鉱業権者(減少の処分又は鉱業権の取消に係る鉱山に係る鉱業権の鉱区に租賦権が設定されているときは、当該鉱業権者及び当該租賦権者)に対し補償しなければならぬ。

2 前項の規定により補償すべき損失は、前条の規定による鉱山の減少の処分又は鉱業権の取消によつて著しく利益を受ける者があるときは、その者に対して第一項の規定による補償金の額の全部又は一部を負担させることができる。
3 通商産業局長は、前条の規定による鉱山の減少の処分又は鉱業権の取消によつて著しく利益を受ける者があるときは、その者に対して第一項の規定による補償金の額の全部又は一部を負担させることができる。

4 第一項の規定による補償金及び前項の規定による負担金の額は、通商産業局長が地方鉱業協議会の意見をきき、且つ、通商産業大臣の承認を受けて決定する。
5 前条の規定により鉱山の減少の処分を受け、又は取り消された採掘権の上に租賦権があるときは、当該租賦権者の承諾を得た場合を除き、国は、その補償金を供託しなればならない。
6 前項の租賦権者は、同項の規定により供託した補償金に対して、その権利を行うことができる。

第六十四条の次に次の一条を加える。
第六十四條の二 鉱業権者は、前条の管理人の承諾を得ることができないときは、通商産業局長の決定を申請することができる。
2 第四十七條第二項から第六項までの規定は、前項の決定に準用する。
3 通商産業局長は、第一項の決定をしようとするときは、あらかじめ土地調整委員会の承認を得なければならない。
第六十七條中「第六十四條」の下に第六十四條の二を加える。
第六十二條第一項、第六十五條、第六十九條及び第七十條中「地方鉱業賠償基準協議会」を「地方鉱業協議会」に改める。
「第四節 地方鉱業賠償基準協議会」を削り、第六十五條の前に次の章名を加える。
第六章の二 地方鉱業協議会
第六十六條を次のように改める。
(所掌事務)
第六十六條 地方鉱業協議会は、通商産業局長の諮問に応じて、第五十三條の二第一項の規定による補償金及び同条第三項の規定による負担金の額並びに第六十二條第一項の基準に関し調査審議する。
第一項の基準に「地方鉱業賠償基準協議会」を「地方鉱業協議会」に、「二十八」を「二十」に改め、同条第二項中「職員の下に」及び「鉱業に関し学識経験がある者」を加える。
第六十七條第一項中「租賦権の

取消」の下に第五十三條の二第四項の規定を加える。
第六十八條中「規定による通知又は」の下に「第三十七條第一項、第三十八條第一項、第三十九條第一項、第四十條第一項、第四十九條第一項」を加え、同条の次に次の一条を加える。
(強制徴収)
第六十九條の二 通商産業局長は、第五十三條の二第三項の規定による負担金を納付しない者があるときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。
2 通商産業局長は、前項の規定により督促をするときは、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならぬ。
3 通商産業局長は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその督促に係る負担金を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを処分する。
4 通商産業局長は、第一項の規定により督促をしたときは、その督促に係る負担金の金額百円につき一日八割の割合で、前日限の翌日からその納付の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。但し、省令で定めるときは、この限りでない。
5 第一項に規定する負担金及び前項の延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税につき、他の公課に先だつものとする。

6 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第四條ノ九及び第四條ノ十の規定は、第一項に規定する負担金及び第四項の延滞金に関する書類の送達に準用する。
附則
1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。但し、附則第三項の規定は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から適用する。
2 労働基準法(昭和二十一年法律第四十九号)及び鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の適用に關しては、鉱業法施行法(昭和二十五年法律第九十号)第四條の規定により鉱物の掘採を継続することができる者は、鉱山保安法第二條第一項の鉱業権者として、その者が掘採の事業を行う事業場は、同条第二項の鉱山と、その事業場において掘採の事業に従事する者は、同条第三項の鉱山労働者とみなす。
3 日本国との平和条約の規定に基き同条約の最初の効力発生の日に於いて日本の国籍を喪失した者がその日に鉱業権又は租賦権を有していたときは、その者及びその相続人は、鉱業法第十七條(同法第八十七條において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、昭和二十九年四月二十七日までは、当該鉱業権又は租賦権を有することができる。
4 鉱業法施行法(昭和二十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。
第七條に次の一項を加える。

3 新法第六十九條の規定は、第一項の土地の所有者が知れない場合又はその所在が不明な場合における同項の通知に準用する。
5 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
第三十條中「地方鉱業賠償基準協議会」を「地方鉱業協議会」に改める。
鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕
火災類取締法の一部を改正する法律案
火災類取締法の一部を改正する法律案
火災類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
第二條第三号(中)「かん具用煙火を除く」を「(通商産業省令で定めるものを除く)」に改める。
第十二條の次に次の一条を加える。
第十二條の二 火災庫の譲渡又は引渡があつたときは、譲受人又は引渡を受けた者は、火災庫の設置の許可を受けた者の地位を承継する。
2 前項の規定により火災庫の設置の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。
第二十二條中「第十七條第一項」の下に「若しくは第二十四條第二項」を、「譲受の下に」若しくは「輸入」を

昭和二十八年六月三十日 衆議院會議録第十五号 鉱業法の一部を改正する法律案外一件

昭和二十八年六月三十日 衆議院會議録第十五号 鉱業法の一部を改正する法律案外一件

昭和二十八年六月三十日 衆議院會議録第十五号 木船再保險法案外一件

加え、同条に後段として次のように加える。
相續者又は遺贈又は法人の合併により火災類の所有権を取得した者が、その火災類を消費することを要しなくなつたとき及び特種法第三條の規定による特種免許を受けた者であつて裝束銃を使用するものが、特種免許の有効期間満了の際火災類を所持する場合において、その満了の

日から一年を経過したときも同様である。
第二十五條第一項但書中「又は射的練習」を、射的練習、信号又は觀賞に改める。
第四十八條第一項中「第五條」の下に「第十二條第一項」を加える。
第四十九條第一項の表を次のように改める。

手数料を納付すべき者	金額
第三條の許可の申請をする者	二万円
第五條の許可の申請をする者	一万五千元
第十二條第一項の許可の申請をする者	五千元
第十五條の完成検査を受けようとする者	三千元
第十七條第一項の許可の申請をする者	三百円
第二十條の運搬証明書の交付を受けようとする者	三百円
第二十四條第二項の許可の申請をする者	三百円
煙火について第二十五條第一項の申請をする者	三百円
第三十一條第三項に規定する通商産業大臣の行う試験を受けようとする者	千円
第三十一條第三項に規定する都道府県知事の行う試験を受けようとする者	七百元
火災類作業主任者免状又は火災類取扱主任者免状の再交付を受けようとする者	三百円

第四十九條第二項中「並びに甲種火災類作業主任者免状及び乙種火災類作業主任者免状の交付」を、「第三十一條第三項に規定する通商産業大臣の行う試験を受けようとする者及び甲種火災類作業主任者免状又は乙種火災類作業主任者免状の再交付」に改める。
第五十條第一項中「第十二條」の

下に「第十二條の第二項」を加える。
第五十一條第二項中「信号火せん及び煙火」を、及び信号火せん」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条に第三項として次の一項を加える。
3 煙火については、第十七條、第十九條から第二十二條まで、第二

十七條、第三十條第二項、第三十三條及び第三十六條の規定は、適用しない。
第五十二條第一項中「又は第十六條」を又は第十二條の第二項、第十六條に改める。
第六十條中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条に次の一号を加える。
六 第四十八條第一項の条件に違反した者

第六十一條第四号中「第十六條第一項」を第十二條の第二項、第十六條第一項に改める。
附則
この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
火災類取締法の一部を改正する法律案内閣提出に関する報告書
〔最終号の附録に掲げ〕

○大西福夫君 たいまいふくろうと云ふ
火災類取締法の一部を改正する法律案について申し上げます。
本法律案の要旨は、第一には、銃業と一般公益その他の地上の利益との関係につきまして、社会の事情により適応した調整規定を設けたことであり、具体的には、公益のために銃業の出願不許可の要件及び銃業権取消の要件として、新たに文化財、公園、温泉資源等の保護に支障を生ずる

場合を追加したことであり、第二には、公益のために銃業権の取消し処分または銃区の減少の処分により銃業権者等に損失を与えた場合、国は損失補償をなすべき規定を設けたことであり、第三には、昨年四月平和条約により在日朝鮮人等は日本国籍を喪失したわけであり、現行銃業法には、国際条約に特別の定めのある場合を除き、銃業権等は日本国民または日本国法人に限って享有できることになつておりますので、従来在日朝鮮人等で銃業権者及び租銃権者であつた者が、従来からの経緯にかんがみ、この際これら日本国籍喪失者の銃業権、租銃権を、昭和二十九年四月二十七日まで引続き保有させる特例を設けたこと等であり、

なりましてからは、この省令によりまして法的規制を加えておりましたが、昨年十月の省令が失効いたしました結果、仕掛煙火、打揚げ煙火の消費につきましては現在何らの法的規制がないので、この際、災害防止の観点から、一定数量以上の煙火の消費につきまして所要の改正を加えたのであります。次に、煙火の消費に関する事項以外に、現在この法律の適用除外となつております玩具用煙火、その他の火工品の範囲を法的に明確にすることも、火災庫の譲り受け等の許可制度を簡素化する等、所要の改正を加えているのであります。

本法は、六月十八日通商産業委員会に付託されましたので、六月二十三日政府委員より提案理由の説明を聴取いたしました。
これら二法案の採決は、六月二十七日、質疑終了後、討論を省略して行いましたところ、多数をもつて可決すべきものと議決した次第であります。以上をもつて報告いたします。
(拍手)

○議長(堤康次郎君) 両案を一括して採決いたします。阿案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて阿案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、火災類取締法の一部を改正する法律案について申し上げます。
従来、煙火の消費につきましては、銃砲火災類取締法により、また昭和二十一年ポツダム共同省令で、兵器、航空機等の生産制限に関する件が施行に

なりましてからは、この省令によりまして法的規制を加えておりましたが、昨年十月の省令が失効いたしました結果、仕掛煙火、打揚げ煙火の消費につきましては現在何らの法的規制がないので、この際、災害防止の観点から、一定数量以上の煙火の消費につきまして所要の改正を加えたのであります。次に、煙火の消費に関する事項以外に、現在この法律の適用除外となつております玩具用煙火、その他の火工品の範囲を法的に明確にすることも、火災庫の譲り受け等の許可制度を簡素化する等、所要の改正を加えているのであります。

本法は、六月十八日通商産業委員会に付託されましたので、六月二十三日政府委員より提案理由の説明を聴取いたしました。
これら二法案の採決は、六月二十七日、質疑終了後、討論を省略して行いましたところ、多数をもつて可決すべきものと議決した次第であります。以上をもつて報告いたします。
(拍手)

○議長(堤康次郎君) 両案を一括して採決いたします。阿案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて阿案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、火災類取締法の一部を改正する法律案について申し上げます。
従来、煙火の消費につきましては、銃砲火災類取締法により、また昭和二十一年ポツダム共同省令で、兵器、航空機等の生産制限に関する件が施行に

委員長の報告を求めます。運輸委員長
閣内正一君。

木船再保険法案
木船再保険法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、政府が、木船
相互保険組合(船主相互保険組合
法)昭和二十五年法律第七十七
号)第二条第二項に定める木船相
互保険組合をいう。以下「組合」と
いう。が同法の規定による保険事
業によつてその組合員に対して負
う保険責任を再保険し、もつて組
合の健全な経営を確保することを
目的とする。

(再保険)

第二条 政府は、組合が船主相互保
險組合法の規定による保険事業に
よつてその組合員に対して負う保
險責任を再保険するものとする。

(再保険関係の成立)

第三条 政府と組合との間の再保険
関係は、組合とその組合員との間
の保険関係の成立により、その成
立の時において、成立する。

(再保険金額)

第四条 再保険金額は、保険金額の
百分の七十とする。

(再保険料率)

第五条 再保険料率は、組合の保険
料率に政令で定める割合を乗じた
ものとする。

2 前項の割合は、すべての組合の

保険料の合計額から組合の通常の
事務費の合計額を控除した額をす
べての組合の保険料の合計額との
割合を基準として定める。

(政府の支払うべき再保険金の金
額)

第六条 政府が支払うべき再保険金
の金額は、組合が支払うべき保険
金の金額の百分の七十とする。

(再保険料の分割納付)

第七条 政府は、組合が、当該組合
の定款で定めるところにより組合
員から保険料を分割して徴収する
ときは、その徴収する当該保険料
に対応するよう再保険料を分割
して納付させてよい。

(再保険料の払い戻し)

第八条 政府は、組合が、その組合
の定款で定めるところにより保険
料の払い戻しをしたときは、政
令で定めるところにより、その組
合に対し、再保険料の一部を払い
戻すことができる。

(保険関係に関する事項の通知)

第九条 組合は、その組合員との間
に保険関係が成立したときは、運
輸省令定めるところにより、運
滞なく、当該保険関係に関する事
項を運輸大臣に通知しなければな
らない。通知した事項に変更を生
じたときも、同様とする。

(保険事故発生時の通知)

第十条 組合は、組合が負担した危
険の発生によつて損害が生じたと
認めるときは、運輸省令で定める
ところにより、遅滞なく、その旨
を運輸大臣に通知しなければなら
ない。

(再保険の免責)

第十一条 左の場合には、政府は、
再保険金の全部又は一部につき支
払の責を免がれる。

一 組合が法令又は定款に違反し
て保険金を支払つたとき。

二 組合が損額を不当に認定し
て保険金を支払つたとき。

三 組合が不正の目的をもつて、
前二条の規定による通知を怠
り、又は虚偽の通知をしたと
き。

(組合が委任等により取得した権
利)

第十二条 政府が組合に対して再保
険金を支払おうとする場合におい
て、組合が当該保険関係に係る委
付又は代位により取得した権利が
あるときは、運輸大臣は、その一
切の権利の適正な行使が行われる
ように、その行使の方法について
審査しなければならない。

第十三条 再保険金の支払を受けた
組合は、当該保険関係に係る委任
又は代位により取得した権利を行
使した場合、その行使によつ
て得た金額から行使に要した費用
を控除した額の百分の七十に相当
する金額を、遅滞なく、政府に納
付しなければならない。

(報告等)

第十四条 運輸大臣は、この法律に
規定する再保険事業の健全な経営
を確保するため必要があると認め
るときは、組合に対し、その事業
に関し、報告を求め、又は帳簿書
類の提出を命ずることができる。
(検査等)

第十五条 運輸大臣は、この法律に
規定する再保険事業の健全な経営
を確保するため必要があると認め
るときは、その職員に、組合の事
務所に立ち入り、その帳簿書類を

の他業務に関係のある物件を検査
させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す
証票を携帯し、関係人にこれを呈
示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯
罪捜査のため認められたものと解
してはならない。

(再保険事業に関する事務費の繰
入)

第十六条 政府は、この法律に規定
する再保険事業の業務の執行に要
する経費に相当する金額を、毎会
計年度、予算で定めるところによ
り一般会計から木船再保険特別会
計に繰り入れるものとする。

(短期時効)

第十七条 再保険金の支払の義務及
び再保険料の払い戻しの義務は
二年、再保険料の支払の義務は一
年を経過したときは、時効によつ
て消滅する。

(審査の請求)

第十八条 組合は、再保険に関する
政府の処分につき不服があるとき
は、運輸大臣に対し、審査の請求
をすることができる。

2 前項の規定による審査の請求があ
つたときは、運輸大臣は、木船
再保険審査会の審査を経て判決す
る。

3 第一項の審査の請求は、時効の
中断に関しては、裁判上の請求と
みなす。

(木船再保険審査会)

第十九条 運輸省に、木船再保険審
査会を置く。

2 木船再保険審査会は、前条第二

項の規定によりその権限に属する
事項を処理する。

第二十条 木船再保険審査会には、委
員四人をもつて組織する。

委員は、左に掲げる者につき運
輸大臣が任命する。

一 大蔵省の職員 一人

二 運輸省の職員 一人

三 組合の役員 一人

四 学識経験のある者 一人

3 委員は、非常勤とする。

4 前三項に規定するものの外、木
船再保険審査会の委員及び運営に
関し必要な事項は、運輸省令で定
める。

(罰則)

第二十一条 左の各号の一に該当す
る場合においては、その行為をし
た組合の役員、使用人又は代理人
は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十四条の規定による報告を
せず、若しくは帳簿書類を提出
せず、又は虚偽の報告をし、若
しくは虚偽の記載をした帳簿書
類を提出したとき。

二 第十五条第一項の規定による
検査を拒み、妨げ、又は忌避し
たとき。

附則

1 この法律は、昭和二十八年八月
一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に組合と
その組合員との間に保険関係が存
する場合は、この法律の施行によ
り、当該保険関係に関する政府と
組合との間の再保険関係が、この
法律の施行の日に成立するものと
する。

3 前項の規定により成立した再保

昭和二十八年六月三十日 衆議院會議録第十五号 木船再保険法案外一件

4 組合は、附則第二項の規定により政府と組合との間に再保険関係が成立したときは、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく当該再保険関係に関する事項を運輸大臣に通知しなければならない。通知した事項に変更を生じたときも、同様とする。

5 第十一條(同条第三号の場合に限る)の規定は、前項の規定による通知に關して準用する。

6 木船再保險法(昭和十八年法律第三十九号)は、廃止する。但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の二部を次のように改正する。
第五條第九号ノ六の次に次の一号を加える。
九ノ七 木船相互保險組合ノ発

8 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項第十五号の三の次に次の一号を加える。
十五の四 木船相互保險組合の設立を認可し、及び木船再保險事業を行うこと。

第二十三條第一項第七号を次のように改める。

七 木船相互保險組合の設立の認可及び木船再保險事業に關すること。
第三十八條第一項の表中水先審議会の項の次に次の一項を加える。

木船再保險 運輸大臣の諮問
險審査会 に應じ木船再保險法(昭和二十八年法律第...
号)第十八條第二項に規定する審査を行うこと。

9 船主相互保險組合法の一部を次のように改正する。
第十二條第二項中「百隻以上」を「百隻以上(木船相互保險組合にあつては三百隻以上)」に改める。
第四十三條に次の一項を加える。

10 主務大臣は、木船相互保險組合に對して前項の保險金の削減の認可をする場合には、保險金の削減によつて、木船相互保險組合が組合員に對して支払う保險金の額が政府から支払を受ける再保險金の額を下ることとならないようにしなければならぬ。
第五十四條に次の一項を加える。

5 大蔵大臣は、第十六條第二項第三号に掲げる書類に定めた事項のうち再保險に關する事項(木船相互保險組合に關するものに限る。)に對して、同條第四項の規定により変更の認可を

し、又は第五十一條の規定により変更の命令をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣に協議しなければならない。
木船再保險法案(内閣提出)に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕
航空機抵当法案
航空機抵当法
(この法律の目的)
第一條 この法律は、航空機に關する動産信用の増進により、航空の発達を図ることを目的とする。
(定義)

第二條 この法律で「航空機」とは、飛行機及び回転翼航空機で航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二章の規定による登録を受けたものをいう。
(抵当権の目的)
第三條 航空機は、抵当権の目的とすることができる。
(抵当権の内容)
第四條 抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移さないで債務の担保に供した航空機(以下「航空機」といふ。)につき、他の債権者に先だつて、自己の債権の弁済を受けることができる。
(對抗要件)

第五條 抵当権の得喪及び変更は、航空法に規定する航空機登録原簿に運輸大臣が行う登録を受けなければ、第三者に對抗することができない。
(抵当権の効力の及ぶ範圍)
第六條 抵当権は、航空機に附加して一体となつてゐる物に及

ぶ。但し、設定行為に別段の定めがある場合及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四條の規定により他の債権者が債務者の行為を取り消すことができる場合は、この限りでない。
(不可分性)

第七條 抵当権者は、債権の全部の弁済を受けるまでは、航空機に關する全部につき、その権利を行使することができる。
(物上代位)
第八條 抵当権は、航空機の売却、賃貸、滅失又は毀損によつて抵当権設定者が受けるべき金銭その他の物に對しても、行使することができる。この場合においては、その払渡又は引渡前に差押をしななければならない。
(物上保証人の求償権)

第九條 他人の債務を担保するため抵当権を設定した者がその債務を弁済し又は抵当権の履行によつて航空機に關する所有権を失つたときは、民法に規定する保証債務に關する規定に従ひ、債務者に對して求償権を有する。
(抵当権の順位)
第十條 数個の債権を担保するため同一の航空機に對して抵当権を設定したときは、その抵当権の順位は、登録の前後による。
(先取特権との順位)

第十一條 同一の航空機に對して抵当権及び先取特権が競合する場合に於て、抵当権は、民法第三百三十條第一項に規定する第一順位に優先特権と同順位とする。

(担保される利息)
第十二條 抵当権者が利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となつた最後の二年分についてのみその抵当権を行使することができる。
2 前項の規定は、抵当権者が債務の不履行によつて生じた損害の賠償を請求する権利を有する場合において、その最後の二年分についても適用する。但し、利息その他の定期金を通算して二年分をこえることができる。
(抵当権の処分)
第十三條 抵当権者は、航空機を他の債権の担保に供し、又は同一の債務者に対する他の債権者の利益のため抵当権若しくはその順位を譲渡し、若しくは放棄することができる。

第十四條 前條の処分は、民法第四百六十七條の規定に従ひ、主たる債務者に航空機の処分を通知し、又はその債務者がこれを承諾しなければ、これをもつてその債務者、保証人、航空機設定者又はこれらの承継人に對抗することができない。

2 主たる債務者が前項の通知を受け、又は承諾をしたときは、航空機の処分の利益を受ける者の承諾を得ないで行つた弁済は、これをもつてその者に對抗することができない。

2 前項の場合において、航空機が数人のために航空機の処分をしたときは、その処分の利益を受ける者の権利の順位は、航空機の登録にした附記の前後による。

第十四條 前條の処分は、民法第四百六十七條の規定に従ひ、主たる債務者に航空機の処分を通知し、又はその債務者がこれを承諾しなければ、これをもつてその債務者、保証人、航空機設定者又はこれらの承継人に對抗することができない。

(代価弁済)
 第十五条 抵当航空機を買ひ受けた第三者が抵当権者の請求に応じてその代価を弁済したときは、抵当権は、その第三者のために消滅する。

(第三取得者の費用償還請求権)
 第十六条 抵当航空機を取得した第三者が抵当航空機について必要費又は有益費を出したときは、民法第百九十六条の區別に従ひ、抵当航空機の代価をもつて最も先にその償還を受けることができる。

(共同抵当の代価の配当)
 第十七条 債権者が同一の債権の担保として数機の航空機の上に抵当権を有する場合において、同時にその代価を配当すべきときは、その各航空機の価額に応じてその債権の負担を分ける。

2 ある航空機の代価のみを配当すべきときは、抵当権者は、その代価につき債権の全部の弁済を受けることができる。この場合においては、次の順位にある抵当権者は、右の抵当権者が前項の規定により他の航空機につき弁済を受けるべき金額に達するまでこれに代位して抵当権を行うことができる。

3 前項後段の規定により代位して抵当権を行う者は、その抵当権の登録にその代位を附記することができる。

(一般財産からの弁済)
 第十八条 抵当権者は、抵当航空機の代価で弁済を受けない債権の部分についてその他の財産から弁済を受けることができる。

2 前項の規定は、抵当航空機の代価に先だつて他の財産の代価を配当すべき場合には、適用しない。

3 前項の場合において、抵当権者に第一項の規定による弁済を受けさせるため、他の債権者は、抵当権者に配当すべき金額の供託を請求することができる。

(抵当権者に対する通知)
 第十九条 運輸大臣は、抵当航空機が航空法第八条第一項第三号に該当することとなつた場合において、同条第一項の規定により、又消登録の申請を受理したとき、又は同条第二項の催告をした後当該航空機の所有者が同項の期間内にまつ消登録を申請しないときは、遅滞なく、抵当権者に通知しなければならない。

(抵当権の実行)
 第二十条 抵当権者は、前条の通知を受けたときは、当該航空機に対して、直ちに、その権利を実行することができる。

2 前項の規定により抵当権を実行しようとするときは、抵当権者は、前条の通知を受けた日から三箇月以内に、その手続をしなければならない。

3 運輸大臣は、前項の規定により抵当権の実行の手続をすることができるときは、その期間内及び抵当権の実行の終るまでの期間内は、第一項の航空機について航空法の規定によるまつ消登録をすることができる。

4 競落を許す決定が確定したときは、第一項の航空機について航空

法第八条第一項第三号の事由が発生しなかつたものとみなす。

(時効による消滅)
 第二十一条 抵当権は、債務者及び抵当権設定者に対しては、その担保する債権と同時になければ、時効によつて消滅しない。

第二十二条 債務者又は抵当権設定者以外の者が抵当航空機について取得時効に必要な条件を具備した占有をしたときは、抵当権は、これによつて消滅する。

(質権設定の禁止)
 第二十三条 航空機は、質権の目的とすることができない。

(命令への委任)
 第二十四条 航空機登録簿の記載その他登録に関する事項は、政令で定める。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める。

2 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

- 第四条ノ三第一項中「航空機ノ登録」を「航空機ニ関スル登録」、同項第一号中「新規登録」を「新規登録又ハ移転登録」に改め、同号次に次の一号を加える。
- 一ノ二 抵当権ノ取得 債権金額 千分ノ三
- 第四条ノ三第二項第二号の次に次の三号を加える。
- 二ノ一 抹消シタル登録ノ回復 航空機每一箇 金五十円
- 二ノ二 返登録 航空機每一箇 金五十円

二ノ四 附記登録 航空機每一箇 金五十円

第四条ノ三第一項第三号中「抹消」を「更正又ハ抹消」に改める。

3 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ三中「所轄登記所」を「関係官庁」に、同条第一項中「不動産又ハ船舶」を「不動産若ハ船舶又ハ登録シタル自動車若ハ航空機」に、「登記」を「登記又ハ登録」に改める。

4 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号の二の次に次の一号を加える。

四ノ三 航空機抵当
 運輸官設置法(昭和二十四年法律百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第一項第一号の次に次の一号を加える。

一ノ二 航空機抵当に関すること。

第三十条の次に次の二条を加える。

(国籍の取得)
 第三十条の二 航空機は、登録を受けたときは、日本の国籍を取得する。

(対抗力)
 第三十条の三 登録を受けた飛行機及び回転翼航空機の所有権の得喪及び変更は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

第五号の見出しを「(新規登録)」に改め、同条中「登録は、航空機の所有者の申請により」を「登録を受けていない航空機の登録(以下「新規登録」という)は、所有者の申請により」に改め、同条第六号中「及び登録番号」を削る。

第七条を次のように改める。

(変更登録)
 第七条 新規登録を受けた航空機(以下「登録航空機」という)について第五条第四号又は第五号に掲げる事項に変更があつたときは、その所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、変更登録の申請をしなければならない。但し、次の規定による移転登録又は第八条の規定によるまつ消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

第七条の次に次の一条を加える。

(移転登録)
 第七条の二 登録航空機について所有者の変更があつたときは、

昭和二十八年六月三十日 衆議院會議録第十五号 木船再保険法案外一件

昭和二十八年六月三十日 衆議院會議録第十五号 日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三系に基く行政協定の実施等

新所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、移転登録の申請をしなければならぬ。

第八條の次に次の三條を加へる。
第八條の二 何人も、運輸大臣に對し、航空機登録原簿の贈本若しくは抄本の交付を請求し、又は利害關係がある部分に限り航空機登録原簿の閲覧を請求する事ができる。

第八條の三 運輸大臣は、飛行機又は回転翼航空機について新規登録をしたときは、遅滞なく、当該航空機に登録記号を表示する打刻をしなければならぬ。

前項の航空機の所有者は、同項の打刻を受けるために、運輸大臣の指定する期日に当該航空機を運輸大臣に呈示しなければならぬ。

何人も、第一項の規定により打刻した登録記号の表示を消去してはならない。

前項の強制執行に關し必要な事項は、最高裁判所が定める。

第九條の次に次の三條を加へる。
第九條の二 何人も、運輸大臣に對し、航空機登録原簿の贈本若しくは抄本を請求する者
第九條の三 何人も、運輸大臣に對し、航空機登録原簿の閲覧を請求する者

第八條の三第二項の規定に違反して、航空機を呈示しなかつた者
第一の二 第八條の三第三項の規定に違反して、登録記号の表示を消去し、又は人の業務の下に又は財産を加へる。

第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請をしないか、若し

改正前の航空法の規定により行はれた航空機の登録は、この法律の施行後は、改正後の航空法第五條の

第九條 航空機登録原簿の記載、登録の回復、登録の更正その他登録に關する事項は、政府が定める。

第十條 第一項の航空証明を申請する者 八万一千四百円
第二項の航空証明を申請する者 八万一千四百円

改正前の航空法第七條第一項の規定によりした登録の変更の届出は、この法律の施行後は、改正後の航空法第七條又は第七條の二の区分に従ひ、これらの規定によりした変更登録又は移転登録の申請とみなす。

改正前の航空法第八條第一項の規定によりした登録のまつ消の申請は、この法律の施行後は、改正後の航空法第八條第一項の規定によりしたまつ消登録の申請とみなす。

運輸大臣は、改正前の航空法の規定により登録をした飛行機又は回転翼航空機について、この法律の施行後遅滞なく、当該航空機に登録記号を表示する打刻をしなければならぬ。

前項の規定による打刻については、改正後の航空法第八條の第三項及び第三項、第五百五十一條及び第一号の二並びに第五百五十九條の規定を准用する。

閣内正一君(登壇) 閣内正一君 閣内正一君 閣内正一君

次に、航空機抵当法案について申し上げます。現行の金融取引におきましては、航空機を担保に供するためには

航空機を担保に供するためには、航空機を担保に供するためには、航空機を担保に供するためには

航空機を担保に供するためには、航空機を担保に供するためには、航空機を担保に供するためには

付託され、両法案とも六月二十三日政府より提案理由の説明を聴取し、六月二十九日、両法案いずれも越前並びに内容がきわめて明瞭かつ妥當のものとして認め、質疑討論を省略し、ただちに採決の結果、両法案は起立議員をもつて政府原案通り可決すべきものと議決した次第であります。(拍手)

閣内正一君(登壇) 閣内正一君 閣内正一君 閣内正一君

今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、倉石忠雄君外六名提出、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三系に基く行政協定の実施等に伴い、国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案を議題とし、この際委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

閣内正一君(登壇) 閣内正一君 閣内正一君 閣内正一君

閣内正一君(登壇) 閣内正一君 閣内正一君 閣内正一君

ます。よつて日程は追加せられま
した。

日本国との平和条約の効力の発生及
び日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障条約第三系に基く行政協定の実
施等に伴い国家公務員法等の一部を改
正する等の法律の一部を改正する法律
案を議題といたします。委員長は報告
を求めます。労働委員会理事山花秀雄
君。

日本国との平和条約の効力の発生
及び日本国とアメリカ合衆国との
間の安全保障条約第三系に基く行
政協定の実施等に伴い国家公務員
法等の一部を改正する等の法律の
一部を改正する法律案

日本国との平和条約の効力の発
生及び日本国とアメリカ合衆国
との間の安全保障条約第三系に
基く行政協定の実施等に伴い国
家公務員法等の一部を改正する
等の法律の一部を改正する法律
案

日本国との平和条約の効力の発生
及び日本国とアメリカ合衆国との
間の安全保障条約第三系に基く行
政協定の実施等に伴い国家公務員
法等の一部を改正する等の法律(昭和二十
七年法律第七十四号)の一部を次
のように改正する。

4 前項の駐留軍労働者に対して
は、その者の退職前でも、その者
が連合国軍労働者として在職した
期間に対する退職手当分として、
同項中「退職の日」とあるのを、昭
和二十八年七月十日」と読み替へ
て同項の規定により計算した退職
手当の額を支給する。

5 前項の規定による退職手当は、
昭和二十八年七月十日に支給する。
附則

この法律は、昭和二十八年七月十
日から施行する。
日本国とアメリカ合衆国との間の
安全保障条約第三系に基く行政協
定の実施等に伴い国家公務員法等の一
部を改正する等の法律の一部を改正
する法律案(倉石忠雄君外六名提出)
に関する報告書

〔山花秀雄君登壇〕
○山花秀雄君 ただいま議題となりま
した、日本国とアメリカ合衆国との間
の安全保障条約第三系に基く行政協
定の実施等に伴い国家公務員法等の一部
を改正する等の法律の一部を改正する
法律案につきまして、労働委員会にお
ける審査の経過並びに結果を御報告申
上げます。

本案は、六月三十日、倉石忠雄君外
六名より提出されたものであり、その
内容は、連合国軍労働者であつて日本
国との平和条約の効力発生の日にお
いて引続き駐留軍労働者となつた者
に対して、その者の退職前にその者が連合国
軍労働者として在職した期間に対する
退職手当を支給しようとするものであ
ります。

本委員会におきましては、本日審査
の結果、各党一致して賛成され、議決
の結果、原案を可決すべきものと議決
いたしました次第であります。
以上、簡単であります。御報告申
上げます。(拍手)

○副議長(原彪君) 採決いたします。
本案は委員長報告の通り決するに御異
議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(原彪君) 御異議なしと認め
ます。よつて本案は委員長報告の通り
可決いたしました。

○副議長(原彪君) 採決いたします。
本案は委員長報告の通り決するに御異
議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(原彪君) 御異議なしと認め
ます。よつて本案は委員長報告の通り
可決いたしました。

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動
議を提出いたします。すなわち、内閣
提出、国際復興開発銀行等からの外資
の受入に関する特別措置に関する法律
案を議題とし、この際委員長の報告
を求め、その審議を進められんこと
を望みます。

○副議長(原彪君) 今村君の動議に御
異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(原彪君) 御異議なしと認め
ます。よつて日程は追加せられまし
た。

国際復興開発銀行等からの外資の受
入に関する特別措置に関する法律案を
議題といたします。委員長の報告を求
めます。大蔵委員会理事内藤友明君。

国際復興開発銀行等からの外資の受
入に関する特別措置に関する法律
案

国際復興開発銀行等からの外資の
受入に関する特別措置に関する
法律

つて政令で定めるものをいう。)
(以下「国際復興開発銀行等」とい
う。)が、貸付金債権でその果実又
は元本の回収金を外国へ向けた支
払により受領しようとするものを
取得しようとする場合において、
その貸付を受けたようとする者が主
務大臣の認可を受けたときは、外
資に関する法律(昭和二十五年法
律第六十二号)第十三条第一項
の規定により国際復興開発銀行等
が当該貸付金債権の取得について
認可を受けたものとみなす。

2 前項の規定による認可の手續及
び認可に関する事務その他同項の
認可に関しては、これを外資に関
する法律第十三条第一項の認可と
みなして、同法の規定を適用す
る。

(日本開発銀行又は日本輸出入銀
行の外貨債権の保証)
第二条 政府は、法人に対する政府の
財政援助の制限に関する法律(昭
和二十一年法律第二十四号)第三
条の規定にかかわらず、日本開発
銀行又は日本輸出入銀行がその国
際復興開発銀行等からの資金の借
入契約に基づき外貨で支払わなれ
ばならない債務について、予算の
定めるところにより、保証契約を
することができ。

(日本開発銀行又は日本輸出入銀
行の債券の発行)
第三条 日本開発銀行又は日本輸出
入銀行は、その国際復興開発銀行等
からの外貨資金の借入契約に基づき
債券を引き渡す必要があるとき
は、政令で定めるところにより、

その借入金額を限り債券を発行す
ることができる。
2 外資に関する法律第三条に規定
する外国投資家が前項の債券を譲
り受けたる時は、当該債券に係る
貸付金債権について同法第十三条
の二の規定による大蔵大臣の指定
を受けたものとみなして、同法の
規定を適用する。
附則
1 この法律は、公布の日から施行
する。
2 日本開発銀行法(昭和二十六年
法律第八号)の一部を次のように
改正する。
第十九条の次に次の一条を加え
る。
(外国為替及び外国貿易管理法の
適用)
第十九条の二 日本開発銀行は、外
國為替及び外国貿易管理法(昭和
二十四年法律第二百二十八号)の
適用については、銀行とみなす。
附則第十八項中「他の法令」を「第
十九条の二に規定する場合を除き、
他の法令」に改める。
国際復興開発銀行等からの外資の受
入に関する特別措置に関する法律案
(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

昭和二十八年六月三十日 衆議院會議録第十五号 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案

青年学級振興法案(内閣提出第一三〇号)

以上二件 文部委員会 付託
社会保険調査官及び社会保険審査会
法案(内閣提出第二二七号)

厚生委員会 付託

昭和二十八年の凍霜害に伴う営農資金の融通に関する特別措置法案(平野力三君外四十五名提出、衆法第一〇号)

農林漁業組合連合会整備促進法案(内閣提出第二三二号)

以上二件 農林委員会 付託

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二八号)

通商産業委員会 付託

一、昨二十九日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

以西機船底びき網漁業及び漁船かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律案、皇室経済法の一部を改正する法律案、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

一、昨二十九日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

昭和二十八年の凍霜害に伴う営農資金の融通に関する特別措置法案(平野力三君外四十五名提出)

一、昨二十九日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

理容師美容師法の一部を改正する法律案

一、今三十日議員から提出した議案は次の通りである。

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の

安全保障条約第三次に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律(倉石忠雄君外六名提出)

一、今三十日委員会に付託された議案は次の通りである。

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三次に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案(倉石忠雄君外六名提出、衆法第一八号)

労働委員会 付託

一、今三十日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

郵便法の一部を改正する法律案
一、昨二十九日議員から提出し、質問主意書は次の通りである。
地方教育委員会の運営に関する質問主意書(尾立篤郎君提出)

衆議院会議録第十三号中正誤

頁段 行 誤 正

一八 一 三(平野三郎) 平野三郎
三(君外五名提出) 君外十六名提出

昭和二十八年六月三十日 衆議院会議録第十五号 議長長の報告